

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 1 年 2 月 2 0 日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	今井功
裁判官	中川了滋
裁判官	古田佑紀
裁判官	竹内行夫
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	札幌高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 0 年 8 月 2 9 日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第 2 理由 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立について 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべき	

ものとは認められない。

平成 21 年 2 月 20 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官

当事者目録

選定当事者

上告人兼申立人	X
被上告人兼相手方	国